

平成18年度地方債計画について

1 策定方針

平成18年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を図り、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成18年度からの地方債協議制度への円滑な移行を図ることとしている。

2 概況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成18年度の地方債の総額は下表のとおり1兆3兆9,466億円となり、前年度に比べて1兆5,900億円、10.2%の減となっている。

このうち、普通会計分は1兆8,174億円で、前年度に比べて1兆4,445億円、11.8%の減となっている。

また、公営企業会計等分は3兆1,292億円で、前年度に比べて1,455億円、4.4%の減となっている。

(単位：億円、%)

区 分	平成18年度	平成17年度	増 減 額		増 減 率
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
普通会計分	108,174	122,619	△14,445		△11.8
通常分	55,432	67,205	△11,773		△17.5
特別分	52,742	55,414	△2,672		△4.8
臨時財政対策債	29,072	32,231	△3,159		△9.8
減税補てん債	4,520	5,583	△1,063		△19.0
財源対策債	16,500	17,600	△1,100		△6.3
退職手当債	2,600	—	2,600		皆増
調整(不交付団体分)	50	—	50		皆増
公営企業会計等分	31,292	32,747	△1,455		△4.4
総 計	139,466	155,366	△15,900		△10.2
通常分	86,724	99,952	△13,228		△13.2
特別分	52,742	55,414	△2,672		△4.8

(注) 1 「調整(不交付団体分)」は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分である。

2 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 国庫補助負担金改革における施設費の一般財源化に伴う措置等

施設費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業（一般財源化分）700億円を計上している。

(2) 行政改革の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第5条の特例として退職手当債を措置することとし、2,600億円を計上している。

② 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体が、必要な公共施設等の整備事業を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとし、3,000億円を計上している。

(3) 合併特例事業の推進

「市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）」の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、その所要額を確保している。

また、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」の下における市町村合併に必要な公共施設の整備等を支援することとし、新たに所要額を計上している。

(4) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

なお、下水道事業における地方財政措置の見直しに伴い、従来の元利償還金に対する財政措置と見直し後の財政措置との差額について、公営企業債を措置することとしている。

(5) 公営企業借換債の確保

公営企業借換債について資本費負担の著しく高い一定の公営企業に対する借換債（従来分）を確保するとともに、平成18年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債（公営公庫資金）について借換債を措置することとし、公営企業借換債の計画額について前年度同額を確保している。

(6) 地方債協議制度への移行に伴う見直し

平成18年度からの地方債協議制度への移行を踏まえ、従来の特定資金枠外債（国の予算等に基づく貸付金を財源とするもの）等について同意（許可）を予定する地方債として地方債計画に表記するとともに、事業区分について所要の見直しを行っている。

(7) アスベストの除去への対応

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去の円滑かつ速やかな実施の推進を図るため、アスベストの除去に要する経費については地方財政法第5条に該当しないものについても特例として地方債の対象とすることができることとするなど必要な措置を講じている。

4 地方債資金の確保

地方債資金については、地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、その所要額を確保している。

また、公的資金の縮減に対応し、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を推進することとし、市場公募資金を3兆5,000億円計上している。

（単位：億円、％）

区 分	平成18年度計画額		平成17年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	38,500	27.6	47,200	30.4	△ 8,700	△ 18.4
財政融資資金	33,700	24.2	35,400	22.8	△ 1,700	△ 4.8
郵政公社資金	4,800	3.4	11,800	7.6	△ 7,000	△ 59.3
（郵便貯金資金）	（ 1,700 ）	（ 1.2 ）	（ 4,300 ）	（ 2.8 ）	（△ 2,600）	（△ 60.5）
（簡易生命保険資金）	（ 3,100 ）	（ 2.2 ）	（ 7,500 ）	（ 4.8 ）	（△ 4,400）	（△ 58.7）
公 営 公 庫 資 金	14,060	10.1	15,330	9.9	△ 1,270	△ 8.3
（国の予算等貸付金）	（ 501 ）	—	（ 213 ）	—	（ 288 ）	（ 135.2 ）
公 的 資 金 計	52,560	37.7	62,530	40.2	△ 9,970	△ 15.9
民 間 等 資 金	86,906	62.3	92,836	59.8	△ 5,930	△ 6.4
市 場 公 募	35,000	25.1	33,000	21.2	2,000	6.1
銀 行 等 引 受	51,906	37.2	59,836	38.5	△ 7,930	△ 13.3
合 計	139,466	100.0	155,366	100.0	△ 15,900	△ 10.2

- （注）1 「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。
- 2 市場公募資金については、借換債を含め6兆4,600億円（前年度比1,800億円、2.9%増）を予定している。
- 3 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって計には含めていない。